

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

睡眠時無呼吸症候群に対する 口腔内装置2について

睡眠時無呼吸症候群の口腔内装置は、義歯床用アクリリック樹脂により製作された口腔内装置1と、熱可塑性樹脂シートなどを歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作または作業模型に直接常温重合レジンなどを圧接して製作されたベースプレートをを用いた口腔内装置2があり、今回は口腔内装置2の算定について解説する。

患者: 40歳・男性

主訴: いびきや昼間の眠気などあり、睡眠時無呼吸症候群が診てほしい。
所見: いびき、就寝時の呼吸停止、昼間の眠気。歯肉の発赤・腫脹。

傷病名: 睡眠時無呼吸症候群、7+7 P2
7+7

施設基準: 歯初診、補管

月日	部位	療法・処置	点数
10/17		初診	251
		診療情報提供料 (I)	250
		いびきのほか、就寝時の呼吸停止や昼間の眠気あり。	/
		睡眠時無呼吸症候群を疑い、〇〇病院へ紹介。	/
12/1		再診	51
		〇〇病院にて睡眠時無呼吸症候群の確定診断。文書	/
		にて口腔内装置の製作依頼あり。 注① 注②	/
7+7 7+7		パノラマX-Ray バ電	402
		水平的な歯槽骨の吸収を認める。う蝕なし。	/
7+7 7+7		歯周基本検査 (結果 略)	200
		歯科特定疾患療養管理料 (特疾管) 注③	150
		AHIは13で軽症な閉塞性睡眠時無呼吸であるなど症状、	/
		口腔内装置の作用機序、顎関節、咀嚼筋、咬合及び	/
		歯周組織への影響を説明。定期受診の同意を得た。	/
		共同療養指導計画加算 注④	+100
		計画書を作成し、患者に文書を交付。	/
		〇〇病院 主治医〇〇先生	/
		歯周病患者画像活用指導料 5枚	10+10×4
7+7 7+7		機械的歯面清掃処置 (DH 保険医花子)	68
		歯科衛生実地指導料 1	80
		3+3 3+3 のブラッシング指導を指示。 実地指1 提供文書	/
7+7 7+7		imp (既製トレー+アルジネート) 注⑤	230
		BT (バイトワックス) 注⑤	/
		下顎最大前方移動量10mm、下顎の移動量を7mmで採得。	/
12/14		再診	51
7+7 7+7		睡眠時無呼吸症候群の口腔内装置 (SAS-0Ap)	2000
		シートで製作した上下顎装置をレジンで固定し製作。	/
		装着料	300
		特疾管 注⑥	150
		症状を説明し、口腔内装置の使用法について指導。	/
12/18		再診	51
		顎関節など違和感出現なし、いびきや昼間の眠気改善。	/
7+7 7+7		口腔内装置調整 (0Ap調 (イ)) 注⑦	120
		3 3 の圧迫感を認め、内面を削合し調整。	/
		定期的な歯科受診についての必要性を説明。	/

《解説》

注① 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置とは、上顎及び下顎に装着し1装置として使用するもので、医科の保険医療機関または医科歯科併設医療機関の担当医師からの診療情報提供料の様式に基づく口腔内装置治療の依頼を受けた場合に限り算定する。

注② 紹介元保険医療機関からの文書は、カルテに添付することが望ましい。

注③ 歯科特定疾患療養管理料 (特疾管) は、厚生労働省が定める疾患を主病とする患者に、治療計画に基づき、服薬、栄養など療養に必要な指導を行った場合、月2回に限り算定できる。

本症例のように、医科保険医療機関または医科歯科併設の医療機関の担当医師からの情報提供 (診療情報提供料の様式に準じるもの) に基づき、口腔内装置治療を必要とする睡眠時無呼吸症候群の患者は、特疾管の対象となる。

カルテには、症状及び管理内容の要点を記載する。なお、特疾管を算定した月は、歯科疾患管理料は算定できない。

注④ 共同療養指導計画加算は、指導に先立って、患者の主治医と共同で、歯科診療に関する総合的な口腔の療養指導計画を策定し、患者にその内容を文書により提供した場合に、患者1人につき1回に限り特疾管に加算する。なお、患者の症状に変化が生じる等の理由により当該計画の見直しが必要となり、改めてその内容を文書により提供した場合は再度算定する。

カルテには、患者に提供した文書の写しを添付し、算定に係った医科の主治医の保険医療機関名と氏名を記載する。

注⑤ 本症例のように、熱可塑性樹脂シートなどを歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作されたベースプレートをを用いた口腔内装置については、口腔内装置2に該当する。口腔内装置2は、印象採得230点を算定できるが、咬合採得は算定できない。

	口腔内装置1	口腔内装置2
	義歯床用アクリリック樹脂により製作された装置	熱可塑性樹脂シートなどを歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作、又は作業模型に直接常温重合レジンなどを圧接して製作されたベースプレートをを用いた装置
装置 (装着料含む)	3,300点	2,300点
印象採得	230点	
咬合採得	283点	—
調整	120点 (装着時又は装着日から1月以内1回に限り)	
修理	234点 (月1回に限り。装着月は除く。)	

注⑥ 特疾管は、月2回まで算定できる。

注⑦ 睡眠時無呼吸症候群の口腔内装置の調整料は、装着時又は装着日から1月以内に1回限りの算定する。

カルテには、調整部位と調整内容を記載する。

* 実態に即してご請求ください *